

〔問題〕

次の文章は、国際人権問題への日本の対応について記したものである。著者の議論を四〇〇字程度でまとめた上で、それに対するあなたの考えを、具体例に触れつつ論じなさい。

現代の日本の国際人権への対応には、政府にも専門家やNGOを含む国民の側にも、欧米とくに米国政府の「人権外交」や人権NGOとの対比においていくつかの特徴がみられる。こうした特徴は、一面では政府にも国民の側にも共通する戦後日本の国際人権観と、それに基づく行動のさまざまな欠点、問題性となつてあらわれる。しかし、欠点はしばしば長所の裏返しでもある。そうした特徴は、欧米とくに米国型の「人権外交」やNGOの国際人権活動を是正・補完し、**文際的正統性をもつ国際人権政策**（註1）の基礎づくりに貢献する可能性をも有している。こうした評価に入る前に、まずこののような特徴を支える諸要因を明らかにしておこう。

第一に、人権に限らず、現代の日本人が物事を考え、判断し、行動する上で、法的な枠組みで発想し、行動する傾向は——少なくとも多くの欧米人との比較において——少ない。この問題に関しては、日本人の「訴訟嫌い」や「法的解決より話し合いによる稳健な解決を好む」という命題がどれほど実証的基礎をもち、伝統的なものかという点をはじめ、さまざまな議論がある。ただ、比較的・相対的にみれば、現代日本が欧米先進諸国と比べて法的発想の弱い社会であることは否定できない。他国の政治、経済、社会、文化状況を見たり考えたりする際にも、さまざまな基準や枠組みの中で法的範疇が占める割合は小さい。人権もそうした法的な観念として、戦後かなり一般化したとはい、日本の人々の行動を大きく規定する要因とは言い難い。

第二に、日本人の一般的な発想・行動様式として価値の積極的宣布への消極姿勢が挙げられる。これがどれだけ日本の長い歴史に根ざしたものかについては、安易に「文化」、「伝統」、「国民性」に訴える議論には注意が必要であり、厳密な検討を必要とする。ただ、少なくとも米国やフランスなどの宣教師的あるいは自己文化宣示的な発想・行動様式に比べれば、今日の日本のこうした消極的性格は否定できない。戦後日本では「人権」は重要な価値として国民の意識に定着したが、そうした「価値」を他の国、他の社会へも宣布するという発想はきわめて弱い。まして、「人権」は戦後日本社会に定着したとはいえ欧米からの「輸入品」であり、欧米に比べて「人権後進国」という劣等感が支配的

であった。アジア諸国の人権侵害を問題とし、その改善を働きかけるという発想が生まれる余地はほとんどなかつた。

第三は、少なくとも戦後の日本社会にあつては、これまた少なくとも米国の支配的文化との対比において、「和」に象徴される調和優先的文化が支配的である。このこと、諸外国で人権侵害があつた場合でもその是正のために強い、対決的な行動を避け、穏健なるいは生ぬるい（どちらの形容詞を用いるかは評者の立場によつて異なりうる）対応を良しとする発想を支える一要因と考えられる。

（中略）

第四に、第二次大戦の敗北という深刻な挫折を体験した日本は、戦後その全精力を経済発展に注いでいた。戦後の日本は、日本国民が生きていく上で必須の輸出市場、憧れの対象としてのアメリカ型生活様式、日本の安全を直接左右する日米安保体制などの観点から、米国の社会、経済、政策には一貫して強い関心を示してきたが、その裏面として国際問題はすべて米国に委ねるという傾向が強かつた。安全保障と経済繁栄という、人間にとって最も切実でかつ分かりやすい二大利益領域で圧倒的な依存関係にあつた米国に対する政府や財界の追随的発想は際立つていた。国際社会で政治的役割をはたすことはタブー視され、経済万能の発想のなかで人道的問題に強い関心が注がれることもなかつた。国際人権という、基本的に人道的問題であると同時に政治的色彩を帯びることもある問題は、戦後日本の主要関心事でありえなかつた。

（中略）

第五に、未決の戦争責任の制約がある。中国政府は戦後長い間、日本の侵略戦争は戦前の軍国主義者犯した罪であり、戦後の日本人民には責任はないと言いつけてきた。こうした中国指導部の態度は、日本の侵略で巨大な犠牲を払つた中国国民の数々の怨念を抑え込んできた、無理の大きい、本音とかけ離れた建て前の政策であつた。日本国民は早くからそれに気づき、こうした中国指導部の建て前論に甘えることなく、戦争責任を自覚し、それをはたす道を探るべきであつたが、外交担当者も、政治家、「現実主義論」を標榜する学者やジャーナリストなどの世論指導者も、こうした怨念や被害者意識がもつ巨大な国際政治的意味を十分理解していかなかつた。

こうした不作為の結果積み残された戦後責任のつけを、日本は現在も払い続けている。日本は戦争と植民地支配に関する賠償問題を、北朝鮮を除き、二国間条約で一応法的には解決してきた。しかし、本来なら巨額の戦争賠償を請求しきる立場にあつたにもかかわらずこれを放棄した中国に對しては、経済協力は事実上戦争賠償的な意味を含んでおり、これを純粹な援助と見ることは困難であつた。外交政策や経済援助に携わる者は、敢えて公言はしないものの、この

ことは十分意識している。中国政府による深刻な人権侵害があつても、日本が経済協力を欧米諸国ほど簡単に中止することができない大きな理由のひとつは、こうした微妙な関係にある。

韓国、台湾、インドネシアなどに対しても、それらの国々における人権侵害に対して公然たる批判、経済援助の中止などの強い措置をとりにくいのは、日本側にもこうした国々の側にも、さらに国際社会の第三者からみても、日本が戦争責任・植民地支配責任について十分な謝罪と償いをはたしていいないという認識があるため、どうしても強い態度がとりにくいう事情が働いている。米国政府に典型的に見られる、干渉主義的傾向の強い「人権外交」は、日本の場合きわめて困難であり、それを強行すれば、日本は未決の戦争責任の問題を批判され、国際社会で現在以上に苦しい立場に立たされ、日本と東アジア諸国との関係はきわめて緊張したものになつていただろう。

(中略)

右の諸要因に規定されて、諸外国における人権侵害に対する日本政府の対応はきわめて消極的で臆病なものであった。日本の「人権外交」は、天安門事件のように世界の耳目を集めること例の場合は、対米さらに対西側協調を旨としつつ(具体的には「ワシントンの反応を見て」)、当該人権侵害国の国内的安定と人身の安全の確保、日本と当該人権侵害国との二国間関係、当該国の属する地域の安定などの観点から極力非干渉主義的な形で人権状況の改善をはかり、米国がさほど関心・影響力をもたない国の場合には主に後者の観点から行動するというのが、その基本型であった。それは、なんらかの原則として定式化することの困難な、歐米と途上国との主張を「足して二で割る」無原則的・現状追随的態度であった。

こうした無原則的態度に利点がないわけではない。それは、政策の選択の幅

を最大限確保してその場その場の柔軟な対応を可能にするということである。しかし、こうした無原則的・現状追随的態度は、諸国に「顔の見えない日本」、「ずるい日本」との印象を与えることになる。また、こうした日本政府の対応は、独裁政権による人権弾圧を黙認・容認する結果となる。こうした姿勢は、より強い介入を求める人権NGOからみれば悪しき事勿れ主義であり、途上国政府による人権侵害への消極的荷担という非難を免れないものである。日本の不作為が前述した戦争責任の未済という道徳的立場の弱さに基づくものであるなら、それは日本が戦争責任の回避と人権弾圧への荷担という「二重の罪」を犯すことを意味するものでもあつた。

(中略)

多くの欧米諸国は、日本と同じくかつて植民地支配国であり、現在の途上国を相手に過去五世紀にわたってアヘン戦争や不平等条約の強制、砲艦外交とい

う帝国主義的政策を繰り広げてきた。ただ、戦後の国際社会にあつては、欧米諸国がそうした過去の「すねの傷」は、日独の戦争責任問題以外は本格的な論議の対象となることはなく、現実の外交政策上の制約要因として意識されるこどもなかつた。

(中略)

戦争責任問題で批判され、「すねの傷」を意識せざるを得ない日独以外の欧米先進諸国は、右に述べた途上国の被害者意識への感受性が低い。とくに米国の場合、自らが植民地支配国であつたという意識もほとんどない一方、自己の人権觀を最善のものとみなし、他国にも自己の人権觀を採用させることができない。自身にとつても望ましいという宣教主義的ないし独善的な発想に陥る傾向が強い。

(中略)

これに対する日本の場合、戦争責任という「すねに傷持つ身」であるという(漠然とした)自覚が、前述した非法的発想、非宣教主義的文化、調和優先的発想という文化的要因やアジア諸国との政治的・経済的安定を重視するという態度とも相俟つて、こうした独善とは比較的離れた場所に自らを置くことができる。もちろん、中国や韓国政府による人権抑圧に強い対応をとらなかつた日本政府の態度には、戦争責任・植民地支配責任の回避や経済関係の維持という「するさ」があつたことは否定できない。しかし、日本政府の自己抑制的政策は、中国や韓国ほど深刻な戦争責任・植民地支配責任問題がない東南アジア諸国やその他の地域の諸国に対しても一定程度認められるものであり、また非対決的・非法的・非宣教主義的行動様式は、日本政府の外交姿勢に限らず、日本のNGOの活動にも共通するものである。

このように、諸外国における人権侵害に対する日本の非独善的態度(観方によつては正義を貫徹しない日和見的態度)は、「すねに傷持つ身」という自覚や政治的な狡猾さのみによるものではない。その根底にある非法的・調和優先主義的・非宣教主義的性格という文化的要因も、こうした独善的態度の抑制(観方によつては正義の追求の回避)につながるものである。

大沼保昭『人権、国家、文明——普遍主義的人権觀から文際的人権觀へ——』(筑摩書房、一九九八年)。試験問題として使用するために、文章を一部省略・変更した。

註1 この背景には、著者のいう「文際的人権觀」がある。これは、人権を単にそれが生まれ育つた近代の欧米中心の文明の枠内で考えるのではなく、歴史的にそれと並立し、近代文明の行き過ぎと限界を克服するために求められるであろう他の文明の観点からも捉えることを意味する。